

瀬戸市教育委員会訓令第2号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月10日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育委員会の決裁事項) 第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を決裁する。 (1)から(14)まで <省略> (15) <省略>	(教育委員会の決裁事項) 第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を決裁する。 (1)から(14)まで <省略> <u>(15) 市指定文化財の指定又はその解除に関する</u> <u>こと。</u> (16) <省略>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。